

議員提案で 広陵町団体補助金等適正化条例が可決 (賛成9：反対2)

目的は？

各団体への補助金の「理念」を明確にすることにある。補助金の原資は町民の支払った貴重な税金などであることを十分に認識し、補助団体が本来の活動趣旨に沿った活動を適正に行うために、補助金を交付する町長、受ける団体（補助団体事業者）、審議する議会（予算・決算）の三者の責務を明記したものである。

(議会の責務)

第5条 議会は、補助金等が町税その他の貴重な財源で賄われるものであることを鑑み、補助金等に係る予算及び決算の審議に当たらなければならない。

2 前項の場合において、補助団体事業者が補助金等の交付の目的の趣旨を大きく逸脱した活動をしたときは、町長に対して補助金等の決定の取消し及び返還を求めることができる。

※町民の側からの視点でニーズにこたえて、議員提案した。
全国でも先駆けとなる意義ある条例である。

賛成討論

町税等貴重な財源で賄われることを鑑み、町長、補助団体事業者、議会の責務を明記し、三位一体で責任を持つというのが、この条例の特徴であり、来年4月は町議会議員選挙であり、自ら率先して守らなければならない。

反対討論

まだまだ細部にわたり、議論が必要であり、時期尚早である。

どんなことをすれば補助金の返還を求められるの？

補助金等の交付目的の趣旨を大きく逸脱したときです。

例えば、選挙運動については

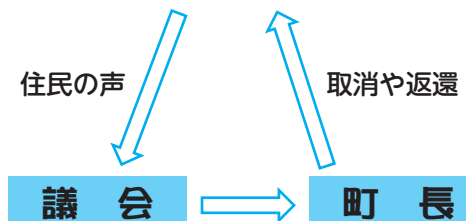
- 特定の候補者を補助団体として推薦すること。
- 特定の候補者の推薦はがきやポスターに補助団体として名称を記載すること。
- 選挙事務所等に補助団体から花や為書等を贈ること。
- 選挙運動において補助団体であることを名乗っていること。
 - ・ 出陣式や演説会での肩書きをもつてのあいさつ
 - ・ 選挙運動における肩書きをもつての候補者紹介
 - ・ 選挙事務所の応援、当番などを補助団体名ですること。
- その他、選挙運動等において補助団体の肩書きをもつてすること。

候補者からも求めることはしない。

※議員は補助団体の会長等役員には就任しない。

補助金団体

大きく逸脱した行為があった場合



※事案等が生じた場合、第三者委員会を設置して検討していく。